

京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託手数料等に関する契約書

京都府（以下「甲」という。）と収納代行業者（以下「乙」という。）は、次のとおり、令和6年 月 日付けで締結した京都府府営住宅家賃等に係るコンビニエンスストア収納事務委託契約書（以下「原契約書」という。）第4条第1項の規定による収納事務委託手数料の支払等に関する契約を締結する。

（収納事務委託手数料等）

第1条 甲は、乙に対し、収納事務の対価として次に定める収納事務委託手数料（1コンビニ本部当たり1箇月単位に必要な基本料金及びその他収納事務に要する全ての経費を手数料に含む。）に利用件数（収納取消分は除く。）を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）に、その消費税及び地方消費税相当分（以下「消費税分」という。）を加算した額（1円未満の端数は切り捨てる。）を支払うものとする。

種目	収納事務委託手数料
府営住宅等家賃	収納1件につき 円

2 前項の履行期間中における予定取扱数量は74,100件とする。

予定取扱数量内訳	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
	0	24,200	24,700	24,700	500	74,100

3 甲は、乙に対して、別途事務の開始に要する費用〇〇〇円に消費税分を加算した額を支払うものとする。

（請求方法）

第2条 乙は、前条1項に定める額について、毎月分を当月末日をもって締め切り、翌月15日までに甲に請求するものとする。前条3項に定める額について、事務の開始に要する手続きを完了した後に、甲に請求するものとする。

（支払方法）

第3条 甲は前条の請求を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に、確認の上これを乙に支払うものとする。

（履行遅延）

第4条 甲は、約定期間内に前条の支払をしないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.5%を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(契約の有効期間)


第5条 本契約書の有効期間は、原契約書第2条に定めるとおりとする。

(その他)

第6条 契約期間中の収納事務委託手数料の変更は認めないものとする。

この契約書の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印し、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲： 京都府
知 事 西 脇 隆 俊 

乙： 